

○井神議長 通告4番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二、議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今議会では、3月議会に引き続き、冷暖房設備について、2点目に、自治会からの補助金申請について、3点目に、危険建物についての質問を行います。子供たちの健康や教育環境面、市民生活向上に対する問題を取り上げます。当局の積極的な取り組みを求めるものです。

まず最初に、小中学校への冷暖房についてであります。

冷暖房設備においては、各自治体において、特に、夏場の暑さ対策とあわせ、子供の学力向上の一助や授業における集中力アップ、国が基準としている教室における適切な気温の維持において、岩出市においても改善面が求められてきているものです。3月議会の答弁の中において、この冷暖房設備については、財政状況、補助金の有無、他の教育施策の優先度等を勘案して、適切な時期に判断をしたいと答弁されてきています。冷暖房整備に向けて、基本的な今後の対応をどう考えているのかをまずお聞きをしたいと思います。

2点目として、教育委員会として、計画を進める上で、岩出市の財政状況、国・県の補助金の有無の調査、これが必要とのことですが、この調査や整備に向けての検討はいつまでに行い、適切に判断するという時期は、いつを想定しているのかをお聞きをします。

3点目として、教育委員会として優先度があるということも3月議会では言われています。学校教育施策において、優先度をはかる物差し、岩出市においては、どのような点が優先される施策となっているのでしょうか。教育施策面での優先基準をどう捉えているのか、市の基準をお聞きをしたいと思います。

4点目に、子供たちの健康や学力向上施策につながる冷暖房の整備という点は、子供たちの健康、学習環境の改善、これは優先度の点ではどのような位置づけにあると捉えているのか。設置を進める上でも、市として計画を立てていく上でも大きなかわりがありますので、優先度の位置づけ、これをお聞きしたいと思います。

そして、5点目には、市長にお聞きをしたいと思うんです。中芝市長自身、子供たちの教育環境の改善に向けて、市長としては、財政的支援、これについてはどうあるべきだとお考えなのかをお聞きをしたいと思います。そして、教育委員会から冷暖房整備についての要請、これについてはどのように応えていく考えなのか。

まず最初に、この5点について、当局の認識をお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 増田議員の小中学校への冷暖房について、お答えいたします。

1点目の今後の対応といたしましては、熊本で4月に発生しました熊本地震の際に、学校は避難所として利用されております。本市においても、大規模地震発生時には、中長期的避難所として学校を指定しており、高齢者、障がい者、妊産婦等の要配慮者のスペースを確保することが必要なことから、特別教室へのエアコンの整備を普通教室よりも優先的に進めてまいります。

2点目の調査検討はいつまで行うかにつきましては、1点目でお答えさせていただいたように、防災面での取り組みを優先的に検討していく必要があります。それらと並行して、普通教室についても検討してまいります。現時点で検討完了の時期については定めておりません。

3点目の教育施策の優先度の基準ですが、もちろん児童生徒の安全確保が第一義であると認識してございます。なお、本年度、中央小学校に学童保育の教室がふえたことに伴い、その教室にはエアコンを設置いたしました。このように優先度の高い教室については、早急に対応しているところであります。

4点目の子供たちの健康、学習環境の改善の優先度の位置づけですが、児童生徒の健康、安全等を含めた学習環境の確保は、当然重要な教育施策であると位置づけています。今後も児童生徒の安全確保を第一義に、諸状況を鑑みながら教育施策を実施してまいります。

○井神議長 市長。

○中芝市長 増田議員の小中学校への冷暖房についてをお答えをいたします。

学校におけるエアコン設置については、教育委員会が判断したとおりであると考えております。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 3月議会の答弁、これをもとに、今回は質問をさせていただきました。

その中で、実際には、この時期も含めて、市としては将来的な構想というのは、ほとんど全く持っていないなど。実際には、言葉だけが優先されるというんですか、そういう形で、実際のところでは、岩出市の教育委員会としては、今後とも、今の答弁であれば、積極的に進めていく、そういう姿勢がなかったんじゃないかなど、

私は思うんです。

再度お伺いしますが、岩出市において、今年度の平成28年度の重点指導目標というものが岩出市教育委員会の中でも示されています。その中では、「めざす子ども像」というところがあります。その1点目に、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」と書かれています。そして、「めざす学校像」というところでは、「楽しく学び合い、分かち合うことに喜びを感じられる魅力と特色のある学校」「すべての命と人権が尊重され、安全に安心して過ごすことができる学校」とあります。

岩出市のめざす子ども像を実現する上で、冷暖房を整備することが目標を達成する私は条件ではないかというふうに思うんです。教育環境を改善することで、授業中の勉強に対する集中力が高まり、確かな学力が生まれるのではないのでしょうか。クーラーを設置することにより、暑さで体調を崩さなくなり、健康で健やかな体の状況がつかれるのではないのでしょうか。生徒が暑いことから来るいらいらなど、楽しく学べない状況から、楽しく学び合える状況に改善され、命と人権が尊重される環境が生まれることにより、安心して学生生活を過ごすことができる、そういうことになるのではないのでしょうか。

こういう点からいうと、優先度という点では、第一義的に岩出市教育委員会として取り組まなければならない、そういう優先度ではないかという状況ではないのでしょうか。このような学習環境を整えることこそ、岩出市の目指す教育像をつくり上げると考えます。この冷暖房問題については、教育委員会においても、そもそも具体的な取り組み、年次計画を立てて事を進めていくという姿勢が問われている、そういう問題だと思います。

紀の川市でも、2017年度、全ての学校で設置がされます。有田市でも、この間、しっかりとした計画を立てて、こういう冷暖房設備が設置が進められてきました。そして、今では、もう全ての学校で完備がされてきています。

教育委員会として、教育施策の優先度面、こういう点においては、先ほど時期は定めていないということを言われていましたが、なぜ時期を定めないのか。年次計画を立てて、なぜ進めようとしないのか、この点をまずお聞きしたいと思います。

そして、2点目には、岩出市の小学校に冷暖房を設置した場合、総額幾らかかるというふうに市は見ているのでしょうか。

私は、この問題については、この間、何度もこの冷暖房の設置の質問、この間行ってきました。また、他の議員なんかもこういう問題、これまでも取り上げられてきています。そして、そのたびに調査や研究が必要だと、この間、答えられてきて

います。少なくとも、こういった岩出市で設置する場合、総額どれぐらいかかるのか。また、実際にはこういう額が幾ら上がって、当然、これまでも3月議会で言われたような、国からの補助金割合、これが幾らぐらい出るものなのかということなんかは、当然、この間までも調査されてきている。それは、私は当然だと思っ
んです。

概算で結構ですので、この岩出市に冷暖房を設置する場合、市としてはどれぐ
らいの金額がかかると見ているのか、この点もお聞きしたいと思います。

それと、先ほど、中央小学校で学童教室の関係の話、若干、話が出ました。和歌
山県の資料で、私たち日本共産党の県議団が県に対して請求をし、和歌山県の実態
がどうなのかという資料を請求しました。その中には、平成27年度5月1日時点で、
岩出市では7つの学校で、普通教室10教室に設置がされている。こういうことが和
歌山県の資料に記載されています。現時点の状況を確認しておきたいと思っ
んです。

この和歌山県の資料のとおりだとすれば、先ほども言いましたけれども、7つの
学校で、普通教室10教室にはもう既に設置されていると。それはどこの学校で、ど
ういうところに設置をされているのかという点、これを確認したいと思います。

そして、同時に、なぜ優先的に、この普通教室に設置をしてきたのかという点も、
この理由もお聞きをしたいと思います。

そして、市長に再度お聞きをしたいと思います。先ほどは、教育委員会の考え
のとおりですというお答えでした。実際には、教育委員会のほうから現実に岩出市
長に対して、岩出市の小学校、中学校、こういうところにクーラーを設置したいと
いうふうな考えを持っている。こういうようなことは市長のところに、これまで何
回ほど要請、こういうものが教育委員会のほうからあったんでしょうか。この点も
あわせてお聞きをしたいと思います。

まさに、教育委員会の姿勢が本当に市長に届いているのか、ここが問われる問題
だと思いますので、市長に対して、教育委員からの要請、教育委員会の考え、こ
ういうものがどういような状況であったのか、この点もお聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

ご質問の順番とは多少前後するかと思いますが、記憶にあるものからお答えして
いきたいと思います。

まず、エアコン設置にかかる費用、それから補助金についてご質問あったかと思

いますが、費用については概算の見積もりは出していますが、いざ設置に向けて入札となったときの影響が考えられますので、答弁は差し控えさせていただきます。

なお、補助金につきましては、補助率は3分の1、対象工事費は、下限400万円、上限2億円となっております。

それから、共産党のほうで調査されたところ、7つほど普通教室にエアコンが入っているというお話ですが、私どもの把握では、3月議会でもお答えさせていただいたとおり、普通教室には設置はございません。特別教室で51.3%の設置率でございます。

それから、なぜ時期を定めないのかというご質問であったかと思えます。これにつきましては、先ほどもお答えしたとおり、防災対策を考慮に入れた特別教室へのエアコン設置を優先的に検討し、それらと並行して普通教室への設置についても検討しているところでございます。しかし、普通教室については、本年度の学級数で考えますと、180教室に及ぶ設置が必要となります。こういったことから、特に、設置に係る計画や予算的な計画については、慎重に検討する必要があり、ある程度、検討する期間は必要であると考えてございます。

○井神議長 市長。

○中芝市長 増田議員の再質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたとおり、教育委員会が判断したとおりであります。行政のほうからどうという話ではございません。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 先ほどからの答弁を聞いていますと、本当に岩出市の教育委員会というのは、子供たちの教育条件、この改善を進めていく、そういう考えが本当にあるのかなというふうに私は思うんです。再質のところでも言いましたけれども、岩出市自身が目指す子ども像、こういうところでも、しっかりとそういう岩出市を目指していきたい、教育委員会として目指していきたいという子ども像、これ明確に出しているんじゃないですか。

先ほども言いましたけれども、実際には、確かな学力をつくっていくというような点でもそうだし、楽しく学んでいくというような学生生活を送っていく。そのためには、じゃあ、今、何をしなければいけないのか。そのための優先度というのは、どういう基準でそれを進めていかなければいけないのか。指標自身は立派なものを

つくってるけども、全く魂が入っていないんじゃないですか。そもそも、だからこそ、次期、設置をしたいんだけど、いろんなことがあるから、それをすることができないということじゃないんですか。

しかも、先ほど180教室があるから大変やと、こういうことを言われましたね。180教室があるから、年次計画で、どういう年度で何年間かけて、この学校の普通教室にクーラーを設置していくんだということを考えていくというのが教育委員会の仕事じゃないですか。実際には、この180の教室、本当に全部設置、早く本当にしていただきたいんですよ。そういう点では、この時期というもの、岩出市では、今後、こういうクーラーなんかを設置していく場合に、年次計画なしでつくっていくんですか。実際には、いつから始めたい、こういうことなんかも決めないで、今後も進めていくんですか。

本来ならば、私はいつの一番でも、来年度から、本当にことしはもう無理だけれども、来年、子供たちの環境を変えようやないか。そういう点においては、今年度の補正予算でも、工事との関係でいうたらね、補正予算でも組んで、来年の夏まで間に合わず、そういうぐらいの気構え、心構え、考え方で進んでいただきたいなあ、こういうふうに思います。

しかも、岩出市自体の学校のクーラー、これについて、総額幾らかというのは明らかにできない。入札という関係があるからや、そうおっしゃいました。総額ですよ。各学校の試算じゃないんです。入札というものにかかわるのであれば、各小学校で幾らぐらいかかる、こういう見込みやったら問題があると思いますよ。どこの学校で幾らかかる、その積み上げ、この学校の総額で幾らかかるか、入札では何も問題ないですよ。実際に、本当に総額幾らかかるかということすら調べてないんですか。本当に調べているんですか。調べているのであれば、ここでそういう金額、明らかにできるはずですよ。再度お伺いをしたいと思います。

それと、最後に、市長に聞いても同じ言葉しか返ってきませんから、教育委員会に聞きます。これまで市長に対して、学校のクーラーを設置したい、こういうことを市長に、今までどれだけ要請されてきたんですか。この点だけ、最後にお答えをいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

エアコンをつけないことに対して、教育委員会は、子供たちのことを全く考えて

いないんじゃないかというご指摘、ご質問があったかと思いますが、エアコンは学習環境を整える1つの要因ではありますが、全ての要因ではございません。子供たちを取り巻くハード面・ソフト面、全てのものが学習環境でございます。そういったことを総合的に考えながら、私たち教育委員会は、一生懸命、子供たちのことを考えながら諸施策を推進してございますので、ご理解ください。

それから、180教室あるので大変だと私が申し上げたというようなお話がありましたが、大変だとは申し上げておりません。180、たくさんありますので、特に、設置計画や予算計画等について、慎重に検討したいということをお願いしております。

それから、エアコンの総額についてですが、全ての学校の調査をしているわけではございません。1校の予算について試算はしてございます。そういう意味で、入札に影響するのでお答えはできません。

それから、市長へ要請したのかということですが、現在、教育委員会でも諸状況を検討中でございますので、まだ市長には相談はしてございません。

以上です。

○井神議長　これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員　次に、自治会に対しての補助金申請ということに関して質問をさせていただきたいと思っております。

今、岩出市においては、自治会に対しての補助金施策、こういう面については集会所の建設、維持管理、備品購入などに対して補助する制度があります。しかし、現在の補助規定では、維持管理、また備品購入などの点において、私は改善が求められている点、これがあると思っております。

例えば、備品の購入や簡単な維持補修をした場合、自治会側で、さきに備品というものを、これを購入、これを行った場合、また、簡素な工事だからという形で、さきに自治会側のところで工事をした場合、こういう場合は補助がされない。こういうような規定になっています。備品はいつ購入する予定なのか、また、工事はいつ行われるのかをあらかじめ申請をして、そして、市の許可がもらえない場合は、補助金がないという仕組みになっています。

自治会なんかでは、一輪車が急に必要になったとか、ストーブなんかはいつの間にか壊れていたというようなことなんかも実際にはあるわけなんです。そして、特

に、ストーブなんかにおいては、冬の寒い時期なんかには早急を買わなければ間に合わんということなんかは、まさにその集会所の事業、いろんな事業にかかわることですから早急な対応が求められます。

しかし、このような場合、残念ながら、規定上、補助金はもらえないんです。まさにせっかく市がつくっている制度、こういう自治会を助ける制度が有効に機能していないわけです。せめて、こういうようなしゃくし定規なそういう規定ではなく、購入が先であったとしても、せめて年度内においては、こういう補助金制度が活用できるような、そういうような形に見直しをしてはどうかというふうに思います。

また、2点目として、実際にはこういう補助金申請を市に対してする申請書の件です。申請の件においても、私はもっと簡素化を図ってはどうかというふうにも思うんです。集会所というようなときなんかには、いろんな工事の関係、業者さんとの関係、金額的にも本当に大きな額を使うわけですから、大変な状況、いろんな実際には工事は、施工から始まって完成までかなりいろんな状況があると思うんです。そういう場合なんかには、申請書類の必要枚数、これは要ってもある程度仕方ないのかなというふうに思います。

しかし、先ほど言ったように、いろんな備品、一輪車とかストーブとか、また、いろんな窓のちょっとしたサッシなんかをかえたりとか、こういうような場合なんかにおいては、今、本当にたくさんの書類、必要になってきています、こんな場合でも。例えば、そういう備品名、何を買うたんかという部分だけで、自治会の判こも押して、自治会名も書いて、そして買った備品を書く、これ1枚要るんです。今度、補助金がおりの場合の自治会に対しての口座番号、これも自治会のお名前と申請者と印鑑、これも押して、自治会の印鑑も押して、口座番号だけ書いた書類、これが1枚要るんです。そして、受けようとする補助金の額、また、いつからいつまで実施するのかというものを書く書類、これも自治会長さんの名前と印鑑、自治会の判こが要るんです。また、見積もり、一輪車を買うんだったら一輪車の値段、大体幾らぐらいやということを書いた申請書、これも先ほどから同じように、印鑑ついたような書類が要るんです。

請求額、市に対してこれだけの費用かかったから、これだけのお金の額を申請します。これも自治会長さん名と、そして自治会の印鑑、こういうものが今必要になってきています。わずか、例えば、一輪車1つ買うのに、ストーブ1つ買うのにも、これだけの書類を、これ、今の段階では出さんといかんのです。私は、少なくとも、こんな何枚も何枚も申請書類を書かなあかんというような面、これは私はもっと簡

素化したらええんじゃないかなというふうに思うんです。

市においても、やっぱり紙代だけでも、せめて資源の削減、こういうふうに、私はつながるんじゃないかなというふうに思います。そういう自治会からの申請書類そのもの自身は、年間、そんなに何件も件数ないかもわからへんけどね、そういう面でいうたら、せめて1枚か2枚ぐらいの、できるんだったら、1枚ぐらいでおさまる中身で、もうちょっと簡素化していくというような、そういうことなんかも、ちょっと、私、市としても考えたらどうかなというふうに思うんです。

それと、3点目として、今、せっかくあるこの補助金申請、これも本当に自治会の皆さんに周知されているのかなというふうに考えると、実際には、この間、新興団地の方なんかもかなりふえてきているというような状況で、制度そのもの自身、知らない、そういう自治会もあるんじゃないかなというふうに思うんです。

実際には、岩出市としても、総会、自治会長さん寄せた総会、ここが毎年開かれます。その中で、市として、こういう制度ありますよという、そういう資料なんかも配布はされています。でも、その総会にはやっぱり欠席されている自治会の方も、かなりやっぱり目立つときなんかもあります。そういう点では、改めてというんですか、この制度を活用してもらおう、そういうことなんかももっともっと、市としても改めて、自治会さんというのかな、自治会長さんなんかに周知をもっともっと図っていくという、このことを行ってはどうかなというふうにも思いますので、この3点、質問させていただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 増田議員の通告に基づきまして、答弁をさせていただきます。

ご質問の2番目の1点目、備品等を先に購入した場合の地区集会所整備事業補助金交付につきましては、岩出市地区集会所整備事業補助規則及び岩出市補助金等交付規則にのっとり、補助対策の確認、それと適正に補助事業を行うために、事業実施前に交付申請を提出していただく必要がありますので、現在、見直しは考えてございません。

次に、2点目の地区集会所整備事業補助金交付申請時の提出書類の削減につきましても、同様に規則に沿って適正な用途及び事業完了の確認を行うため、必要書類の提出をいただいております。

増田議員、質問の中で、低額な金額なものについてはというような発言もありましたけれども、これは全て公金として補助金の支出をしてございます。金額の大小

には関係ございません。我々は、ルール化した中で、補助金を支出しておりますので、その点をご理解をしておいていただきたいと思います。

それから、3点目の新興団地などに対する市の補助金制度の周知です。これは議員も先ほどおっしゃっておりましたように、区自治会長会議あるいは市政懇談会において資料の配付のほか、市のウェブサイトで、自治会ということで、それに対する補助の手続等を載せておりますので、その一覧を掲載してございます。

また、自治会等の設立時には同様の一覧をお渡しし、丁寧に説明もさせていただいております。

先ほど、議員発言ありましたけれども、その他の制度も含め、周知に今後も努めてまいります。

以上でございます。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 再質問しますけどね。市そのもの自身が、よく経費節減、これよく言いますね。無駄な紙を使わない。無駄な電気はつけない。必要最小限のそういう形で、財源が少ないから節税というんですか、経費節減に努めていく、これ盛んにいろんなところで言われるわけなんです。ところが、今、答弁いただいたんですが、これ、わずかA4の1枚で、いろんな紙の申請するわけなんですけども、先ほどの答弁聞いてみて、岩出市って本当に経費節減しようかなというような気持ちあるのかなというふうに思いました。非常に残念です。

しかも、これまで、市の各部署には経費節減、しっかりやれ、こういうふうに指示してきた、まさに指令塔というような部分から、経費節減するような対応をとらんでもええということそのもの自身が、言葉出たのが、私、非常に残念です。しかも、その補助金の部分なんかにおいても、全て事前に申請せなったら、補助金は渡しませんというような形で、今後も対応していくということです。

低額であっても公金だと。私もこの間、この自治会の補助金申請しました。サッシを工事しました。見積もりは、たしか1万1,880円でした。そして、今、自治会なんか2つに分かれています。だから、自治会に申請を出して、市から出た補助金、これを案分して渡していく、そういう形の補助金の申請でした。実際に市に出してもらえた額は3,000円です。1万2,000円以下ですから、端数は切り捨てるということで、3,000円ぐらいの補助金がもらえることができました。

この申請するのに、何回もこの市役所にやって来ました。場合によっては、いろ

んな自治会の役員さん、いろんな方おられます。大工さんというような方もおられるし、日当で1日何万円というような方なんかも、こういう形で申請する場合には来られるわけです。そして、申請の不備があれば、だめだという形になってしまいます。

低額であろうがなかろうが、実際には、先ほども言いましたけれども、しかも期日が過ぎれば、それがもらえないという形になってしまえば、そういう日当を払っているいろんな形で仕事されている方なんかは、実際に市役所へ来たけども、補助金ももらえなんだというような対応なんかで、もうやってられんなというような、そういうような思いをしたという声なんかも聞いているんです。だから、額の大小というんじゃないしに、実際には、そういう期日が過ぎたとしても、もう少し、市として臨機応変な対応、こういう部分なんかもとっていくという、そういうことも、私は、やはり市としても、市民に優しい、そういう対応をとるべきではないかなというふうに思います。

改めて、なぜ期日を過ぎれば出さないのか。また、出せない理由はなぜなのか。もし仮に、緊急に必要な場合だったとしたら、市としては、やっぱり大変でしたね。自治会の助成、自治会のために役立ててくださいよ、そういう立場に、私は市としても立っていただきたいなというふうに思うんです。だから、そういう点では、その見直しというものを本当に考えていただけないでしょうか。

そして、文書なんかについても、どう考えても、私、無駄な経費を使っているとしたか考えられないんです。そういう点についても、市として、経費節減という部分を図るためには、いろんな文書、これなんかも何枚もあるというような文書なんかも、経費節減のために、もっと文書整理というんですか、そういうことなんかを市としてはする、そういう考えはないんでしょうか。

そういう点では、この自治会のそういう部分の申請書だけじゃなしに、岩出市の市の基本として、じゃあ、経費節減のために、どのような対応が必要だというふうに、総務のほうでは経費節減のためには、どういう対応をとらなければいけないのかという点、総務としての考え方、経費節減の考え方、改めてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 増田議員の再質問にお答えをいたします。

増田議員、先ほど、経費節減はしなくていいと、私が発言したと申されましたけ

れども、そういう文言は一言も言っておりませんので、まず訂正をしていただきたいと思います。

それから、無駄なことを省くということですがけれども、この自治会等の助成金の申請書類が、増田議員は無駄とっておられるそうですけれども、私どもは無駄とは思っておりません。先ほど申しましたように、これは公費であります。金額の大小に関係なく、ルール化をして、提出していただく必要がありますので、その点をご理解をしていただかないといけないと私は思っております。

それから、何回も来所したけれどもというような件で、いろんな職業の持っている会長がいらっしゃるということですがけれども、会長さん、直接、本人が持ってきてくれなくても、奥さんであっても家族の方であっても、書類として持ってきていただければ、我々は、それで対応させていただきますので、そういう方がもしおられたということを知ったということでもありますので、その方には、そういうことをちゃんと伝えておいていただきたいな、そういうように思います。

それから、先ほどの期日です。先買って、後で補助金という話ですがけれども、先ほどの答弁をもう一度繰り返しますけれども、補助金等交付規則にのっとり補助対象の確認など適正に補助事業を行うため、事業実施前に交付申請を提出していただく必要がありますので、見直しの考えはございませんと、こういう答弁をさせていただきました。

それから、市民に優しくということですがけれども、我々は常々市民に優しい対応をさせていただきます。

以上でございます。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 再々質問します。

それでは、私、提案させていただきたいと思うんです。わかると思うんですけども、こういうA4の紙1枚に、自治会の名前と会長さん、判こ押して、振り込む銀行名、この口座名だけこの1枚に申請するんですよ。そして、大きな枠をとって、書く欄あります。それだけで1枚、また別の紙に、同じように、自治会名、自治会長さんの名前、判こ、何を買ったのかと。一輪車と書くだけ。これで1枚。また、違う紙、同じ自治会名、自治会長の名前、印鑑で、幾らかかりました。金額書くだけ。こういう書類が何枚もありますよと、私は言ってるんですよ。

だから、そういう部分なんかは、もう少し申請書類の中身というんですか、そう

いうものをもう少し、市として集約するというんですか、1枚にまとめて、書きやすいような形というんですか、わかればいいんですから、そういう形で、何というんかな、手間を省くというんですか、私はそういうのは、何枚も何枚も書かなあかんのは、やっぱり無駄につながっていくんじゃないかなというふうに思うんですよ。

だから、そういう形で、市として、そういう申請書類の見直しをしてはどうですかと、私は提言していますので、それでそういう形で、今のような実態で見直していく、そういう考えが、今後もないのか。先ほどの答弁では、そういう実態であっても、今と同じような対応をとっていきますという答弁でしたので、じゃあ、そういうような形でなしに、私はこういうふうに、もう少し変えてはどうかというふうに思いますので、その点改めて質問をさせていただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 増田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

増田議員の申請書の案は、私、今お聞きをさせていただきました。ただ、回答といたしましては、一番最初に答弁させていただいたとおりでございますので、よろしくをお願いします。

○井神議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

続きまして、3番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、危険建物について質問したいと思います。

この間、空き家となったり、人が住んでいても老朽化が進んでいたとしても、経済的に修繕などができないという状況になって、将来、危険な建物になるということを防ぐことが、今、求められてきています。

ですから、今、岩出市においても、そういう問題を解決の一助となる取り組みとして、岩出市空家等対策計画というものが、ことし、平成28年3月に岩出市でも策定されています。計画の中では、専門家も含めた協議会というものも設置するとしているんですが、メンバーの選定、また会議の開催、こういうものなんかはどのように進めようと考えているんでしょうか。

2点目に、計画の資料の中で、将来、特定空き家になり得るとされる家が、目視調査で35件、あき地条例に関して17件が確認されているんだとしています。そして、空家等対策計画、この中では、さらに今後、岩出市全域の調査を開始すると書かれています。ここで出されている35件と17件という、こういう今の時点でのこういう

状況というのは、これから全市的な調査するというんですから、一部だと思っ
すね。それでは、全市的に見て、どれぐらいの地域を調査された、そういう数な
かという点、この点をお聞きしたいと思うんです。

そして、今の時点でも、屋根瓦、これが落下しないように網をかぶせている、そ
ういうような家なんかも実際にあります。そういう点では危険建物じゃないのかな
というふうに言わざるを得ない状況を私は思うんですが、こういうような瓦なんか
が落ちる危険があるとか、ちょっとした風で飛んでいくとか、台風なんかも含めて
そうなんですが、落ちないような形の対応をとっているというような、そういうよ
うな状況というのは、岩出市としては、このような状況というのは、どのような認
識をしているのかというのを聞きたいと思うんです。

そして、こういうような計画の中で書かれている35件と17件、こういう状況を今
把握されてるんですが、これまでに岩出市として、どのような、そういう家屋に対
して指導とか相談とか、対策というんですか、そういう指導助言というのを行って
きたのかという点、この3点、お聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 危険建物についての1点目、空家等対策協議会の件についてお答え
します。

本市では、平成28年度中の岩出市空家等対策協議会の設置に向け、準備を進めて
いるところです。また、協議会の委員については、現時点では検討段階ではありま
すが、法務、建築、不動産等の学識経験者や地域住民の代表者等を想定しており
ます。

次に、2点目、3点目について、一括してお答えします。

目視調査で把握しました35件の空き家につきましては、現在のところ、撤去など
緊急に対策を講じなければならない状況ではないと判断しております。また、これ
までの市の対応としましては、例えば、雑草の繁茂であれば、岩出市あき地の雑草
等の除去に関する条例により生活環境課で、道路の通行障害に係るものについては
道路法により土木課で、犯罪に係るものであれば警察等で、空き家の状況に応じて
各担当所管で対応しております。

今後は、これら関係法令による対応に加え、空家法に基づく特定空き家につきまし
ては、岩出市空家等対策協議会の意見を踏まえ、指導、勧告等の行政措置を段階的
に行うよう取り組んでまいります。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 これも、私、少し提案したいなと思うんです。この対策面、今言われたように、これまでも岩出市として最大限努力されてきたと、そういうふうに考えます。今後は、市としては、計画の中でも書かれているように、設置される協議会の意見、これを聞きながら判断していきますということです。

しかし、今の時点でも、先ほど言いましたけどね、現実には、網なんかもかぶせて、やっぱり危ないなというふうに見えるところ、実際あるんですね。そういうところなんかも、例えば、今、熊本なんかもそうですけど、大地震がありましたわね。だから、そういう部分でいうと、こういう地震対策面、こういう面なんかと関連させて、そういう危ないという対応できないというような部分なんかについては、市独自の救済策というんですか、特例というんですか、市として、余りにもこれは危険だよというのであれば、市独自で何らかのそういう救済面というようなものなんかも考えていってはどうかというふうにも思います。

そして、実際には和歌山県に対しても、そういう老朽化した家屋に対する支援策、これを県としても、その対応をしっかりと県の施策の中で取り入れてほしいというような要望なんかも、岩出市として、私はもっとやったらどうかなというふうに思うんです。

そういう点では、県に対しての要望とかという、そういう面なんかは、市としてどのように考えておられるのかという点、この点だけ再度お聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

今の時点でたちまち危ないところについてはどうするのか、それを地震に絡めて対策していったらどうかというご質問だったと思うんですが、先ほどお答えしたとおり、目視ではあるんですけど、今のところ、空き家の調査をしたところについては、たちまち撤去など緊急に対策を講じなければならないと判断しております。

それと、空き家も、極端に言いますと、そこに生えている雑草もそうなんですけど、所有者の財産でありまして、市が勝手に撤去することは財産権の侵害となることから、所有者に対して粘り強く改善を求めるとともに、空家法に基づく手順を踏みながら、今後、慎重に対応してまいりたいと、こう考えております。

それと、あと、県に対しての要望なんですけど、県の役割につきましては、市町村

の空き家対策を支援するための和歌山県空家等対策推進協議会の設置に向けて準備を進めているところでありまして、今のところ、県に対して、具体的に要望することはございませんが、今後必要に応じて、また対応させていただきたいと思っております。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 これで、増田浩二議員の3番目の質問を終わります。